

武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案(閣法第五〇号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約、武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書及び千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書(以下「条約等」という。)の適確な実施を確保するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、条約等の保護を受ける文化財等の定義について定めること。
- 二、武力紛争の際に、他国に占領された地域から流出した文化財を被占領地域流出文化財として指定し、輸入の規制を行うとともに、我が国に輸入された被占領地域流出文化財の損壊や譲渡等の行為につき罰則を定めること。
- 三、武力紛争の際に、条約等の保護を受ける文化財等の識別のために特殊標章を使用することができるようにするとともに、この目的以外の使用を禁止すること。

四、武力紛争の際に、条約等の保護を受ける文化財を、正当な理由なく、戦闘行為として損壊する行為又は

軍事目的に利用することにより損壊の危険を生じさせる行為等につき罰則を定めること。

五、この法律は、条約等が日本国について効力を生ずる日から施行すること。